

働き方改革セミナー

今さら聞けない？失敗したくない！！

残業時間の考え方と社会保険対応でのお役立ち情報

コロナの影響で業績悪化による労働環境の低下が著しい一方、業種によっては求人者数も回復の兆しが見え始めています。そのような中、労働法関係では、労働基準法の上限規制が2021年から中小企業にも適用され、また2023年4月からは割増賃金率も月60時間を超える時間外労働に対して50%を義務付けられています。

また、社会保険法関係でも年金事務所の調査によって指摘を受けるケースが増加しています。

2024年10月からは、従業員51人以上の企業に対し社会保険の加入の義務化が始まることから、労働法関係並びに社会保険法関係の改正等をよく理解いただき、コンプライアンスを遵守した働き方改革への取組みに繋げて頂きたいとセミナーを開催致しますので、この機会に是非ご参加ください。

- 日 時 : **令和5年7月28日 (金)**
14:00~16:00
- 会 場 : 貝塚商工会議所 2階 中会議室 (貝塚市二色南町4-7)
- 受講料 : 無 料
- 講 師 : 市村社会保険労務士事務所 社会保険労務士 市村秀夫 氏
岩崎社会保険労務士事務所 社会保険労務士 岩崎和恵 氏
- 内 容 : [労働法関係]
 1. 時間外労働とは？
 2. 休日労働とは？
 3. 改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制
 4. 適正な時間外労働・休日労働に関する協定書 (36協定)
 5. 2023年4月施行の割増賃金率の適用
[社会保険法関係]
 1. 社会保険調査で指摘が多い項目
 2. 賃金規定等の見直し※ 大阪府の施策の紹介

主 催

貝塚商工会議所・岸和田商工会議所・泉佐野商工会議所

協 力

大阪府

セミナーお申込
裏面へ

お申込み
お問合せ

貝塚商工会議所
TEL 072-432-1101 FAX 072-439-0401

WEB申込はこちら



申込方法

下記申込書にご記入のうえ、FAXにて
7月20日（木）までにお申込みください。

このままFAXしてください

貝塚商工会議所 行 FAX 072-439-0401

働き方改革セミナー 受講申込書

事業所名		業種	
所在地			
TEL		FAX	
受講者名			

※ご記入いただきました個人情報、本セミナー開催における名簿作成、連絡、講師への提供、受講者アンケート調査のみに使用いたします。

※当セミナーは、一部大阪府の補助金を利用しています。

※参加にあたっては、手洗い・手消毒など、基本的な感染対策への協力をお願い致します。

マスク着用は、政府方針に倣い、「個人の判断に委ねる」ことを原則といたします。